

「放課後児童クラブ運営事業者選定に係る公募型プロポーザル」の質問への回答

番号	資料名等	該当頁	質問	回答
1	実施要領	1頁の5 運営内容	今回運営事業者を公募する児童クラブはいつまで開設する意向か。	現時点で廃止（※）時期の設定はしていません。一定数の利用ニーズがある限りは運営を継続していく予定です。 ※市が委託を継続しないこと。（以下同じ）
2	実施要領	1頁の5 運営内容	将来、利用者が減少し児童クラブを廃止する必要が生じた場合、近隣の児童クラブを含め、廃止する児童クラブの優先順を設定しているか。	現時点で同一エリア内にある児童クラブの廃止の優先順は設定していません。廃止が必要と判断される場合には、利用状況やニーズなどの地域の実情を踏まえ検討します。
3	現地見学会	—	外からの児童クラブ室出入口の内外に靴箱や土間を設置してよいか。	設置可能ですが、費用は運営事業者負担となります。
4	現地見学会	—	児童クラブ室内に児童が静養するスペースを確保するためのカーテンレールを設置してもらえるか。	静養スペース用のカーテンレールは市で設置します。また、カーテンは運営事業者負担での取り付けとなります。
5	現地見学会	—	保護者が児童の迎えを行う際の車両は、学校敷地内のどこまで進入してよいか。	運営事業者決定後に学校と調整のうえ決定します。
6	現地見学会	—	児童クラブ室の隣の教室を高学年の教室として使用する予定はあるか。	現時点では学校の教室として使用するか否かは決定していませんが、高学年用の教室としての使用は基本的にはありません。
7	現地見学会	—	教室の面積は。	64㎡です。
8	現地見学会	—	運営事業者負担でエアコンの増設やトイレへのウォシュレット器具を設置することは可能か。	エアコンの増設は可能です。ウォシュレットは学校と調整のうえで決定します。
9	現地見学会	—	現在教室にある児童用机や授業用モニターは使用可能か。	使用できません。
10	現地見学会	—	児童クラブ室内にある蛍光灯の落下防止カバーは市で設置してもらえるか。	設置の予定はありません。
11	現地見学会	—	現在教室にある窓際のカーテンは使用可能か。	学校で使用する場合は使用できません。その際は、運営事業者負担での設置となります。

「放課後児童クラブ運営事業者選定に係る公募型プロポーザル」の質問への回答

番号	資料名等	該当頁	質問	回答
12	現地見学会	—	現在教室にある壁掛け時計は使用可能か。	使用可能です。
13	現地見学会	—	児童の活動場所として校庭を使用してもよいか。	学校行事等での使用がなければ、使用可能です。
14	現地見学会	—	児童クラブ室内での楽器の使用は可能か。また、音の制限はあるか。	使用可能ですが、学校の授業時間内は楽器の使用を控えていただきます。
15	現地見学会	—	児童クラブ室内に運営事業者負担で床にマット等を敷いてもよいか。	可能です。
16	現地見学会	—	現在教室にある黒板は使用可能か。	使用可能です。
17	現地見学会	—	児童クラブ室内でおやつ用の調理器具（ホットプレート）は使用可能か。	使用可能です。
18	現地見学会	—	児童クラブ室は何時まで使用可能か。	児童クラブ専用の機械警備を設置するため使用時間の制限はありません。
19	実施要領	3頁の10 参加申込方法	法人登記をしていない任意団体のため、商業・法人登記事項証明書の提出ができない場合はどのようにしたらよいか。	提出ができない理由を記載した文書（任意様式）を提出してください。
20	実施要領	3頁の10 参加申込方法	財務書類を作成していない場合はどのようにしたらよいか。	財務書類に代わる団体等の財務状況がわかる書類を提出してください。
21	実施要領	1頁の6 参加資格要件 3頁の10 参加申込方法	放課後児童クラブ開設に向けて団体を立ち上げたばかりで現在任意団体であるが、プロポーザルへの参加は可能か。また、この場合、参加申込の提出書類のうち添付1～4の省略は可能か。	実施要領の参加資格要件を満たしていれば任意の団体も参加可能です。また、この場合、提出書類に代わる書類若しくは提出ができない理由を記載した文書（任意様式）を提出してください。
22	実施要領	3頁の11 運営提案書 4頁の12 運営提案審査会	提案書及び提案審査会において、我々が保護者による団体であるということを明らかにしても差し支えないか。	審査の公平性を確保するため、不可とします。

「放課後児童クラブ運営事業者選定に係る公募型プロポーザル」の質問への回答

番号	資料名等	該当頁	質問	回答
23	実施要領	6頁の別表 評価基準	設立したばかりのため、団体としての実績はないが、その場合は評価区分「受託実績」は0点となるか。また、代表者が令和2年4月まで市内の別の放課後児童クラブの運営団体の代表を努めていたが、そのような資料を参考資料として添付してよいか。また、現在も諸々の放課後児童クラブ関係の委員等として活動しているという旨の書類を添付してもよいか。	評価に関する回答はできません。また、運営提案書（添付資料を含む）には、評価基準の評価の視点のとおり「令和3年度から令和7年度までの5年間に放課後児童健全育成事業の運営業務を履行した実績」を記載してください。
24	実施要領	1頁の5 運営内容	児童クラブ室前のトイレに手洗いの水道はありましたが、児童の飲料水やおやつ提供の際に使用する水は1階非常階段隣の水道を使用することは可能か。	学校が開いている時間帯での使用は可能です。
25	実施要領	1頁の5 運営内容	パーティションで学童の区域を区切るとのことだが、学童開所時間前までは解放されている状態か。	学校が開いている時間帯は、パーティションを解放します。
26	実施要領	1頁の5 運営内容	運営開始予定が6月1日となっており、利用児童見込数が40名程度と記載されているが、4月1日から5月31日の期間、入所見込みの児童はどのように過ごしているか。また、他施設を利用し運営開始に合わせて転所されるのであれば、その施設で勤務されている職員の継続勤務（転籍雇用）が可能か。	運営事業者決定後に利用申込みの受付を実施するため、現時点では不明です。（実施要領に記載している利用児童見込数40人程度は、令和7年3月実施の保護者アンケートにて判明したアンケート実施時点で児童クラブに通うことができていない児童を指しています） また、職員の雇用に関することについては、事業者において判断してください。
27	実施要領	1頁の5 運営内容	各学年の人数及び割合は。	運営事業者決定後に利用申込みの受付を実施するため、現時点では不明です。
28	実施要領	3頁の11 運営提案書	提案書におけるフォント、ページ数の指定はあるか。	指定はありません。
29	実施要領	4頁の13 審査体制及び方法	放課後児童クラブ運営事業者選定審査会における審査員の名簿の開示を提示ください。	運営提案審査会の際に提示します。
30	実施要領	1頁の5 運営内容	土曜日の利用者の見込み数を教えてほしい。	運営事業者決定後に利用申込みの受付を実施するため、現時点では不明です。